

令和8年度 東浦町第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、東浦町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息の大部分は森林であるため、町内の森林の内訳を表1及び表2に示す。

町内の土地利用状況で農地が占める割合は30.8%程度であり、耕作放棄地の増加は、イノシシの個体数増加及び分布拡大を助長し、イノシシによる農林作物被害を増加させる要因になる可能性が高い。

表1 土地利用面積（地目別）

	行政面積	農地		森林		その他	
東浦町	3,114ha	959ha	30.8%	157ha	5.0%	1,998ha	64.2%

出典：2024年度版土地に関する統計年報（愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課）

表2 林種別森林等面積

	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
東浦町	137ha	83ha	60.6%	44ha	32.0%	9ha	6.6%	1ha	0.7%

出典：2023年度愛知県林業統計書（愛知県農林基盤局林務部林務課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。東浦町では、令和2年度に緒川新田地域で移入個体群の分布が確認された。

また、愛知県内の令和6年度末における推定生息数は14,188頭である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、東浦町内での分布は確認されていない。東浦町で確認されたイノシシは令和2年度の一頭のみであり、この確認された個体は捕獲されており、分布の拡大はみられない。

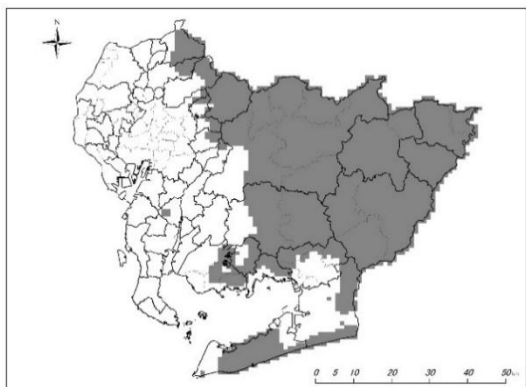


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

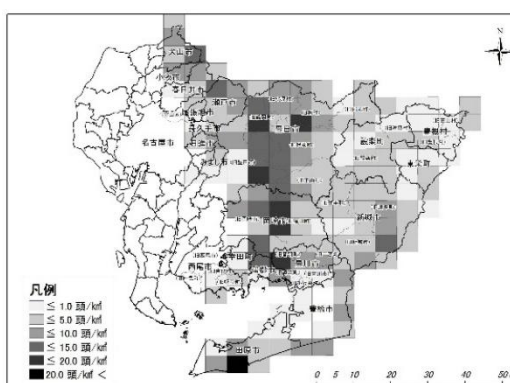
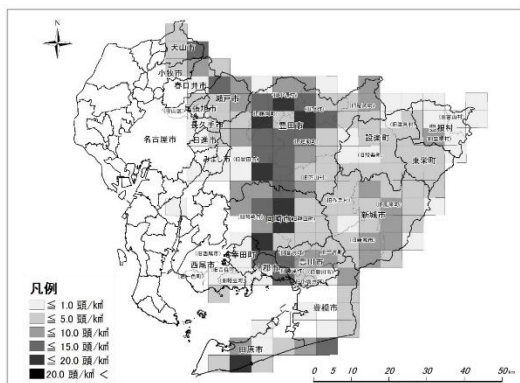


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度(左：H29 年度、右：R6 年度)

(3) 被害の状況

対象区域における被害状況を表3に示す。令和2年度のみ被害が確認されており、被害面積は0.0142ha、被害量は0.2t、被害金額は47千円、となっている。

なお、本町の豚舎及び野生イノシシで豚熱は発生していない。

表3 東浦町における被害の状況

	R2 年度			R3～R6 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
東浦町	0.0142	0.2	0	0	0	0
計	0.0142	0.2	0	0	0	0

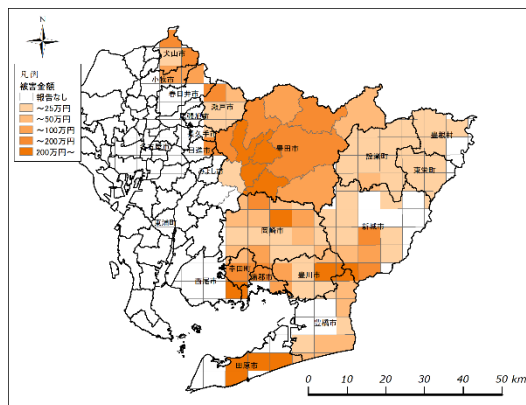


図3 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

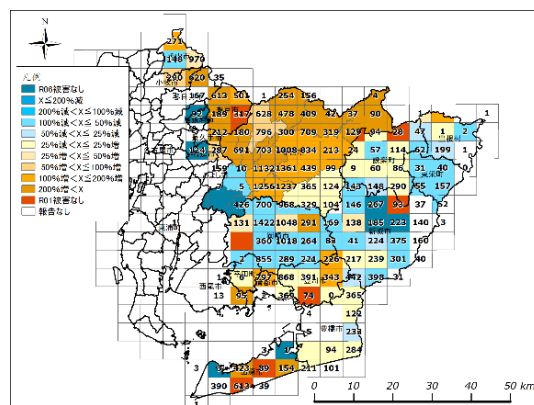


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

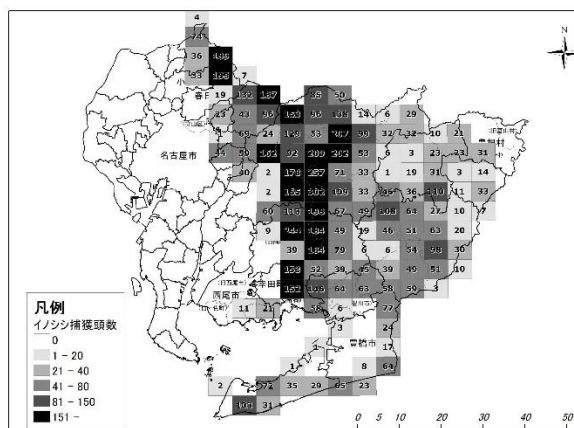


図5 愛知県における捕獲分布図（R6年度）

本町における許可捕獲実施状況は、表4のとおり令和2年度に緒川新田地域で捕獲されてから許可捕獲の実績はなく、生息も確認されていない。

表4 東浦町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3～6	R7 (見込)
東浦町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0
		わな	1	0	0
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	1	0	0
		幼	0	0	0

イ 被害防除に係る対策

本町では、被害防止対策として個々の農家が状況に応じて防護柵を設置している。

表5 東浦町における防除対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東浦町	防護ネット	—	—	—	—	—
	防護柵	—	—	—	—	—
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	—	—	—	—	—

ウ 生息環境管理に係る対策

状況に応じて農業残渣や未収穫農産物の適切な処分、耕作放棄地など鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進を図る。

表6 東浦町における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東浦町	藪・下草の刈り払い	—	—	—	—	—
	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	—	—	—	—	—

5 評価

現在、本町ではイノシシの生息や被害は確認されていないが、農業被害の未然防止を図りつつ、出没個体を確実に捕獲することにより、移入個体群の根絶を目指す。

表7 東浦町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	わな	防護柵	防護柵	複合柵 (防護柵+電気柵)	電気柵
東浦町	被害なし	—	捕獲実績なし	—	—	—	—

	生息環境管理対策	
	藪・下草の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採
東浦町	—	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。東浦町は、「根絶エリア」に該当する。

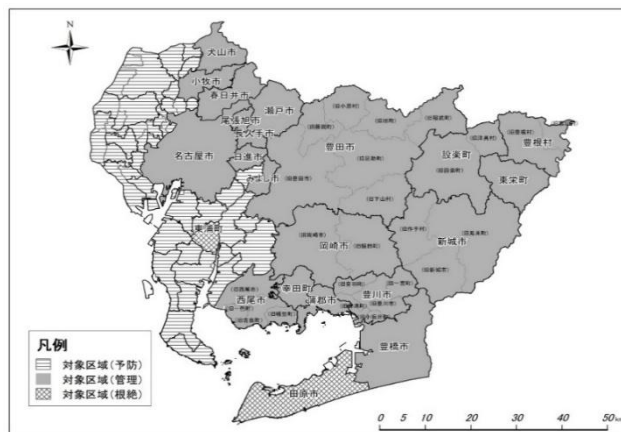


図6 対象区域及び類型区

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

東浦町は、根絶エリアに該当するため、防除対策及び生息環境管理の実施により、農業被害の未然防止を図りつつ、目撃（出没）情報による集中的な捕獲を行うことにより、移入個体群の根絶を目指す。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、東浦町でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

- ・加害個体を中心に捕獲を行い、被害防止に努める。
- ・捕獲は、猟友会の協力の下に銃器及びわなによる捕獲とする。
- ・銃器による捕獲は、地元住民の理解を得て実施する。
- ・有害捕獲期間のみならず、狩猟期間も含め、猟友会へ協力を依頼するとともに地元住民が協力する捕獲体制の整備を図る。

表8 東浦町における令和8年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		成幼別		合計
	銃	わな	成獣	幼獣	
東浦町	出没数 全 頭	出没数 全 頭	出没数 全 頭	出没数 全 頭	出没数 全 頭

(3) 計画を達成するために実施する対策

生息が確認されていない根絶エリアであるため、出没個体を直ちに捕獲する。

なお、出没情報をいち早く把握し、捕獲適地を判断し、直ちに出没個体を捕獲する体制を整えることが必要である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

現在、本町ではイノシシの生息や被害は確認されていないが、農業被害の未然防止を図りつつ、高い捕獲圧をかけることにより、移入個体群の根絶を目指す。

表9 東浦町における令和8年度の防除対策の実実施計画（案）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵
東浦町	—	—	—	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

本町では、イノシシの捕獲に加え、被害防止対策として個々の農家が防護柵を設置する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

農業残渣や未収穫農産物の適切な処分、耕作放棄地など鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進を図る。

表10 東浦町における令和8年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

	生息環境管理対策	
	藪・下草の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採
東浦町	—	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

農業残渣や未収穫農産物の適切な処分、耕作放棄地など鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進を啓発する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

表 11 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県半田警察署	住民への危害防止・安全確保対策
東浦町農業振興課	警察等関係機関との連絡・調整
知多中央猟友会東浦支部	対象鳥獣の緊急捕獲等

(2) 市街地出没への対応

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、平成26年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（令和5年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止

を図っていく。